

組合と仲間

近世における組合・仲間

近世に生きた人びとは、身分・階層を問わず、多様な集団を構成することによって社会的生活を営んでいた。武士たちは、幕府の旗本であれば大番組・書院番組などの組に編成され、都市の商人たちは株仲間などの同業者組織を結成した。組(組合)や仲間は、近世人が生きていくためには不可欠な組織であったといつてよい。しかし、それらを網羅的に取り上げることが不可能であり、本節では百姓の場合に限って具體的事例に即して述べることにしたい。

近世の百姓が帰属する中核的組織として家と村が存在したが、百姓たちはそれ以外にも多様な組織に属しており、そうした組織のなかには組合(組)や仲間と呼ばれたものも多かった。近世の村(村請制の単位・行政単位としての村)は内部にいくつかの小集落を含んでいることが多く、この小集落を組と呼ぶところが多かった。この組は、村以上に村人の生活と生産に深くかかわっている場合もあった。また、年貢・諸役

納入の連帯責任や相互扶助のための組織として五人組があり、年齢階梯組織としての若者組や娘組もあった(第II章第2節参照)。

他方、近世の百姓たちは、村の枠を超えて多様な組合・仲間をつくっており、本節ではこちらを取り上げる。村を超えた組合・仲間には大きく分けて二種類ある。その一つは組合村である。これは村々の連合であり、組合を構成する単位が個人ではなく村であるところに特徴がある。もう一つは、個人ないし家を単位とした、同業者の組合・仲間である。まず、前者について、一般的な整理をおこなっておこう〔渡辺1994:15-42〕。

近世における組合村形成の契機としては、(1)自然的諸条件への対応、(2)領主的・国家的な諸役賦課への対応、(3)組合村外の人びとへの対応、(4)組合村内の諸階層への対応、(5)組合村の秩序と平穩の維持、の五つに分類できよう。

(1)には、用水や入会地の利用・管理などの生産諸条件に関するものと、飢饉への対応(共同貯穀など)など自然災害に関するものがあり、治水などは両者に関係する。(2)には、個別領主の賦課に対する対応と、公儀による個別領主の支配領域を超えた役賦課への対応との両者がある。(3)には、浪人・盲人・乞食・勤化^ぢ・盗賊・悪党・無宿・行倒れなどへの集团的対応や、都市の特権商人・株仲間・座への対応などがあり、前者には治安維持の側面が色濃い。(4)には、職人手間賃・奉公人給金・日雇い賃銭の抑制や風俗統制などがあり、村役人層主体の組合村秩序のあり方を反映して、彼らの利害や、彼ら中心の組合村秩序・村落内秩序を守ろうとする階層性があらわれている。(5)には、地域内争論の内済^{ないさい}(和談)、防犯・防火や祭祀をめぐる協力など、(1)と(4)に分類しにくい地域の共同利害に関する諸契機が含まれる。

しかし、これらはいくまで便宜的な分類であり、近世における組合村結合の契機は以上につきるものではない。むしろ、時と所に応じてさまざまな契機により、多様な地域的結合がみられたことが近世の特色だといえよう。また、前述の範囲に限っても、明確な分類が難しいものが多い。例えば、用水組合には、(1)の側面と、領主的・国家的に編成された普請組合としての側面(すなわち(2)の両者が併存している場合が多いし、また組合村内に居住しつつ組合村を超えた集団に帰属している人びと(職人、非人など)への対応は(3)と(4)の境界的な色彩をもつ(これは、近世の組合村が閉鎖的な集団として完結していないことの表現でもある)。

つぎに、近世の組合村の性格について何点か述べておきたい。

(1) 中世に比べて近世では、さまざまな契機により多様な組合村が成立したが、これらの組合村は、大きな組合村のなかに複数の小さな組合村が含まれたり、複数の組合村が一部の構成村を重複させつつ併存するといった重層性を有していた。

(2) 地域内部は、不均質な構造をとる場合が多かった。それは、村方と町場の併存、組合村内部のいくつかの小地域間の格差、中心的・指導的な村の存在(用水の井元村など)と村落間格差、村内における諸身分・諸階層の存在などにみることができる。

(3) 組合村を構成する村落間の格差はしだいに解消されて村々が対等の関係に移行し、各組合村の特質に応じた公平な負担のシステムが形成されていく傾向がある。例えば、用水組合においては、旧来の井元村や上流村々の特権がしだいに縮小されて、組合村々の公平・平等な関係の実現に向かった。

(4) 組合村結合の範囲は固定的なものではなく、歴史的に形成され、変化するものであった。変化の方

向には拡大と縮小の両方がみられ、時と所により、また結合の種類によって一様ではなかった。変化の要因としては、生産条件・支配関係・経済関係の変化などがあげられ、また運動・訴願のなかで組合村結合が形成されたり、変化していくことも多かった。

(5) 組合村結合は、共通利害に基づいてしだいに結合範囲を拡大するという外に向かつて開かれた側面をもつと同時に、自らに固有の利害を主張して外部と対決するという地域エゴイズムの側面ももっていた。

(6) 組合村とそれを構成する個々の村落とを比較すると、空間的には後者は前者の一部分であるが、機能的には、組合村が特定の契機によって結合しているという点でより部分的であるのに対して、村はより全体性をもった結合体であった。また、相対的に、村は基礎社会としての性格をもち、組合村は派生集団としての性格をもつ。すなわち、基礎社会の単位が、中世・近世移行期を通じて、郷・庄から村へと縮小し、それに対応して村の外部に多様な組合村が派生的に形成されていくと考えられる。

信濃国諏訪郡における組合村

一般的な説明は以上にとどめ、以下、信濃国諏訪郡南西部、現在の長野県諏訪郡富士見町域に属する村々を事例として、二種類の村を超えた組合・仲間について具体的に述べていこう〔渡辺 1997:133-163〕。なお、当地域は高島藩(諏訪藩)領であった。

まず、組合村から。当地域においても、多様な結合契機に基づいて多くの組合村が重層的に併存していたが、はじめに肥料・飼料・燃料・用材などの供給源として、村人の生活に不可欠であった山野をめぐる共同関係をみてみよう。現在の富士見町域には、八ヶ岳入会地・釜無山入会地かまなし・原山入会地・南原山入会

地・大沢山入会地の五カ所(ただし、南原山入会地は原山入会地の一部)の入会地があった。

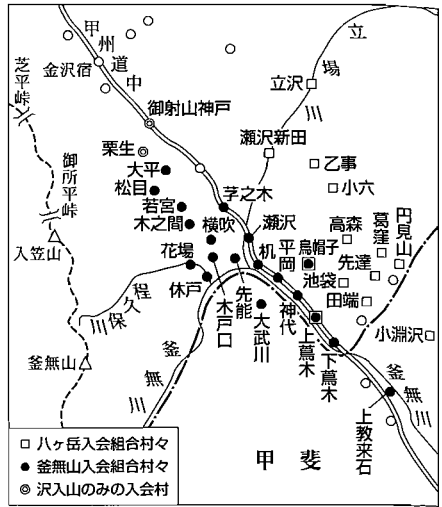
八ヶ岳入会地に用益権をもつ一六カ村が八ヶ岳入会組合をつくっていたが、そのなかで上かみ葛木村が山元村としてとりわけ強い権利をもっていた。同様に、釜無山入会地には一八カ村(ほかに二カ村が、釜無山入会地の北端にある沢入山のみに入会権をもっていた)、原山入会地には六〇カ村あまり、南原山入会地には一三カ村、大沢山入会地には一二カ村がそれぞれ入会権をもち入会組合をつくっていた。このうち、八ヶ岳・釜無山両入会組合の構成村の分布を図に示した。

以上から、入会組合だけをとってみても、同じ地域に複数の組合が部分的にかさなり合いつつ存在しており、いくつかの村は複数の組合に属していたこと、山元村がほかの村より強い権利をもつなど組合を構成する村々は必ずしも対等ではなかったことがわかる。

つぎに、入会組合以外の組合村に目を移そう。

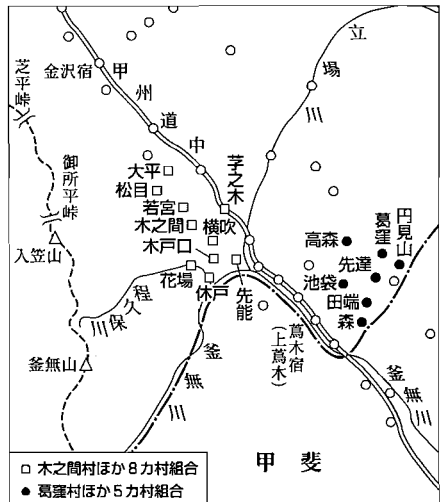
木この之間村まほか八カ村組合　木之間村は、芋とちの之木村きなど八カ村を自らの枝村とし、自らを親村として、八カ村と親村・枝村関係を結んでいた。この親村が枝村を従属させつつ結合する関係は、枝村八カ村が木之間村の領域内にあとから村をつくったことに起因している。これら九カ村は、木之間村の統制下に、木之間村の領域内における甲州道中(五街道の一つ)の道普請や橋の架替え、行倒れへの対応などを共同でおこなっていた。また、釜無山入会組合内の小組合としても機能していた。そして、この親村・枝村関係は、十九世紀にはいると、枝村側の運動によって、しだいに村々の対等な結合関係へと変化していった。

葛窪村くさくさほか五カ村組合　葛窪村ほか五カ村は、遅くとも十八世紀半ばには、ほぼ対等の立場で組合村をつくって、村外からくる乞食などのねだり行為への共同での対処、盗人の共同捜索、儉約などの取決め



ハケ岳入会組合と
釜無山入会組合
小淵沢には四カ村が含まれ
先能と木戸口は合わせて
一カ村として数えている。

木之間村ほか八カ村組合と
葛窪村ほか五カ村組合
先能と木戸口、田端と森は
それぞれ合わせて
一カ村として数えている。



をおこなっている。

葛木宿助郷組合

近世には、街道の宿駅と周辺村々に伝馬役(公用通行者に人馬を提供する役)が賦課さ

れ、宿駅とそれを補助する村々によって、宿を核とした伝馬役負担のための地域結合が形成されていた。

宿駅の伝馬役と村々のそれとは、負担量と負担方法に違いがあり、村々の百姓が負担する伝馬役は助郷役、

助郷役を務める村は助郷と呼ばれた。葛木宿助郷組合は甲州道中葛木宿(上葛木町)の助郷を務める村々の

組合で、二五カ村からなり、正式には、一八二八(文政十一)年に幕府によって定められた。

諏訪神社御頭郷(御頭組合)

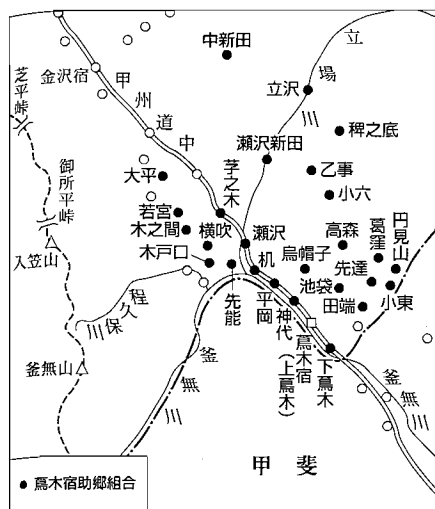
御柱祭で有名な諏訪神社は諏訪郡一円に氏子をもつ大社だが、一六一

四(慶長十九)年、高島藩によって、諏訪郡の村々が交替で同社の毎年の祭礼に奉仕する御頭の制度が定められた。御頭の組織は、郡内七二カ村を一四の組に分け、各組に一村の親郷を定めて、親郷のもとに

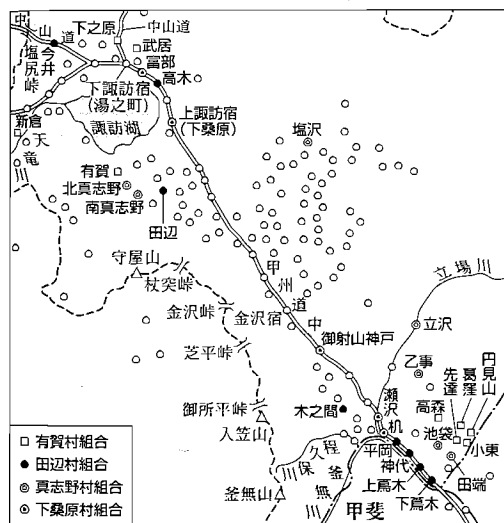
二、八カ村の枝郷をつけるもので、各組は一五年に一度ずつ二組だけが一五年に二度順番に御頭を務め、祭礼に労力と費用を提供したのである。現在の富士見町域に含まれる村々は、図のように、有賀・田辺・真志野・下桑原の各村をそれぞれ親郷とする四つの御頭郷のいずれかに所属した。

このように、当地域の村々は、いろいろな契機で多様な組合村を形成していた。釜無山入会組合をみると、そのなかに小単位としての木之間村ほか八カ村組合を含んでいるように、それ自体重層的な構造をもっていた。他面からみると、木之間村ほか八カ村組合は、規模は釜無山入会組合より小さいものの、入会という一つの目的で結合した入会組合に比べて、街道の整備など多様な機能をあわせもつという特徴があった。そして、入会組合やそのほかの組合村は、一部かさなり、一部ずれながら、それぞれの機能を担い

葛木宿助郷組合



御頭郷(御頭組合)



つつ当地域を何重にも覆っていた。そして、組合村々の関係は、葛窪村ほか五カ村組合のようにほぼ対等の場合もあったが、御頭郷の場合は、御頭郷に加われる村と加われない村、御頭郷内部で格式が高い村と低い村といった、組合の内外にわたって明確な序列が存在した。木之間村ほか八カ村組合の場合は、内部の格差が解消の方向に向かったが、御頭郷においては幕末まで格式をめぐる村同士の争いが続いた。

馬喰と中馬

以下では、組合・仲間の第二のタイプである、家ないし個人を単位としたそれについてみていく。江戸時代も後期になると、商品・貨幣経済や交通・物流網の発達につれて、村を超えた人びとの結びつきが拡大していった。この点を、現富士見町域における馬喰(博勞)と中馬を事例としてみていこう。

当地域は近世には馬産地として有名であり、村人たちは牝馬に子を産ませては売り払って現金収入を得ており、村々には子馬の売買を周旋して売買の当事者双方から手数料をとる馬喰と呼ばれる人びとが広く存在していた。乙事村には、一八六一(文久元)年に七人の馬喰がおり、立沢村には、一八六八(明治元)年に九人の馬喰がいた。彼らは、身分は百姓で、村の一員であり、農業そのほかの稼業をも営みつつ、馬喰稼ぎをしていたのである。

新しく馬喰になろうとする者が、高島藩に馬喰札(営業許可の鑑札)を申請するときには、村が馬喰の身元を保証しており、馬喰は村の管理下にあった。一七六六(明和三年)に、田端村では、村中で相談して、村人の一人を馬喰にしており、この場合には、村が身元保証を超えて、馬喰のあり方により深くかわっていたのである。他方、馬喰は、村を超えて馬喰仲間という独自の横の結びつきを形成しており、「立馬

喰」という馬喰仲間の代表者も存在していた。藩では、馬喰に馬喰札を交付することによって営業を公認するかわりに、馬喰運上(馬喰の営業税)を徴収した。この馬喰運上の徴収は村を単位におこなわれており、藩は村単位に馬喰を掌握していた。その一方で、藩は、馬喰仲間を通じての掌握方法も併用していた。これは、村の一員として村の管轄下にあるとともに、馬喰仲間という独自の同業者組織の一員でもあるという、馬喰の二重の存在形態に照応した掌握方式であった。

この地域では、中馬も盛んであった。中馬とは馬を利用した運送業で、海もなく、河川交通も一部の地域しか利用できなかった信濃国で発達した。当初は、宿駅から宿駅へと荷物をリレーしていく正規の輸送方式に対抗して、目的地まで直行する物流界の革命児として登場した中馬であったが、宿駅との数次の争論をへて領主からも公認された存在となっていた。

中馬稼ぎをおこなう者も、馬喰同様百姓身分で、農業その他の稼業と兼業で中馬稼ぎをおこなっていた。中馬稼ぎをする者が多い御射山神戸村では、村のなかで中馬仲間がつくられ、一八二二(文政四)年には、博打・夜遊びの禁止などを定めた規約をつくっている。中馬稼ぎの者たちは村を超えて結びつき、諏訪郡全域をカバーする中馬仲間をつくり、さらに伊那郡・筑摩郡・安曇郡など信濃国諸郡の中馬稼ぎの者たちとも共同して、幕府に訴訟をおこなったりした。諏訪郡の中馬仲間は、いくつかの組に分かれ、惣代を立て、寄合をもち、一七九一(寛政三)年には、諏訪郡村々の村役人とのあいだで、不法・不正行為の禁止など一六カ条の取決めをおこなっている。中馬仲間は、規約を定め、違反者は除名という制裁規定をもつ、村を超えた同業者集団として、独自の組織を定立していたのである。

中馬仲間の組織構造の一端を示す事件を紹介しよう。一八六一(文久元年)一月、中馬惣代交替の件で争

論が起こった。諏訪郡の中馬仲間は何組にも分かれていたが、境筋(現富士見町域)では、立沢村・乙事村など一〇カ村が組合をつくっていた。そして、この境筋組合においてはいつの頃からか、芋之木村と烏帽子新田からのみ中馬惣代を出すことになっていった。ほかの村々はこれに不満で、相談のうえ、中馬惣代は組合村々で順番に務めたいと芋之木・烏帽子新田両村にかけ合ったが、話はまとまらず、争論になって藩の法廷に持ち込まれた。その結果示談となり、一八六一年は、芋之木・烏帽子新田両村から各一人、ほかの組合村々から一人、計三人の惣代を出し、翌年からは組合村々が順番で惣代を務めることが定められた。八カ村側の主張が通ったのである。組合村々の一つ瀬沢新田では、訴訟費用のうち、金一〇〇疋(二分)を村役人が見舞いとして出し、あとは中馬稼ぎの者(利右衛門一人か)が出金した。

一方、新規に中馬稼ぎ開業の許可を藩に願う場合、願書を差し出すのは村役人であつた。村が中馬稼ぎをしようとする村人の身元を保証していたのであり、中馬稼ぎ人は村の管理下にあつた。また、中馬惣代が村々の中馬稼ぎ人に連絡をする際、村から村へと廻状をまわし、各村の村役人からその村に住む中馬稼ぎ人に連絡してもらふこともあつた。藩から村々への御触おふれの伝達と同じルートで、中馬仲間の連絡がまわつていたのである。こうした、中馬稼ぎ人の村と中馬仲間への両属形態は、馬喰においてみたものと同様であつた。藩は、中馬稼ぎ人に中馬札(営業許可の鑑札)を交付して営業を公認し、札をもたない者の中馬稼ぎを禁じるとともに、札を交付された者から運上(営業税)を徴収していた。藩は、中馬が年貢米輸送や商品流通において重要な役割をはたしていたことから中馬稼ぎを重視し、一八二七(文政十)年には、中馬をめぐる訴訟費用の半額を村々の高割たかわり(村の石高に応じた負担)とし、三〇%を中馬稼ぎ人の負担、残る二〇%を休み馬(当時中馬稼ぎに使われていなかった農耕馬)所持者に賦課することとした。これでは、中馬稼ぎをしていない村人にも、高割や休み馬への賦課のかたちで、訴訟費用の多くの部分が転嫁されることになり、村人たちが中馬による商品流通の恩恵をこうむつていることを考慮に入れても、藩の中馬稼ぎ人優遇の姿勢は明らかである。これに対しては、村々から、石高や休み馬への入用賦課はやめてほしいとの嘆願書が出されている。

村を超えた同業者組織の成熟

近世後期の村々では、商品経済の発展、商品流通の展開にともない、馬喰・中馬など農業以外の稼業に携わる者が増加した。彼らは、百姓身分であり、村の土地を所持して農業を営む村の構成員で、馬喰・中

馬稼ぎに關しても村の管理下にあつたが、他方、村を超えて同業者組織をつくり、独自の利益を追求する存在でもあつた。彼らは、藩との關係では、運上上納と引き替えに札を交付され、營業を保証された存在であり、彼らのつくる仲間組織も藩に公認されていた。しかし、藩は、彼らの統制を仲間組織を通じてだけでなく、村を通じてもおこなつており、彼ら仲間の訴訟費用を村に負担させようとすることもあつた。

彼らは、馬の売買や商品輸送などによつて村人の生活を支えていたが、ときには訴訟費用の負担方法などをめぐつて村と対立することもあつた。当時の商品生産・流通の發展が、藩にも村にも認められた彼らの仲間組織形成の基礎にあつたが、他方、近代以降と比べて相對的に低い商品生産・流通の發展度と、藩の統制策に規定されて、彼らは村から遊離して專業者集團化することなく、百姓身分のまま、農業などにも携わる村の構成員でありつづけたのである。彼らの存在形態は、個々の家や村の状況に依つて多様であつたろうが、總じて生業・生活面で村と同業者集團とに兩属していたといつてよく、こうした特質的な存在形態は、江戸時代後期には、この地域のみならず全国的に広くみられた。

近世、とりわけ後期になると、農業とそれ以外の生業を兼營する村人が広範にあらわれてきた。村に住むのは農民だと決めつけることも、村人を農民とそれ以外という二分法で把握することもできなくなつたのである。村人が、農業以外の生業に依存する度合いはしだいに強まつていったし、同業者組織もしだいに確立していった。しかし、いまだ同業者組織の形成にいたらない場合も多かつたし、形成されたとしても領主や村・地域社会から公認されていない場合もあつた。馬喰・中馬稼ぎのように公認の同業者組織をつくつた場合でも、そのメンバーは同業者組織に専属するとは限らず、村と農業にも生産と生活の基礎をおくことが多かつた。このように、農業とほかの職業をかね、なかには村と同業者集團の双方に帰属する

ような人びとが増えてきたことが、近世後期の村社会を特色づけているのである。

また、村のなかから生まれた彼らがしだいに形成していった、村を超えたネットワーク同業者組織は、村を構成単位とする村連合Ⅱ組合村とも、宗教者や被差別民が当初から村とは独自に形成していた結合関係とも異なる、地域結合の一つの型を示しているといえる。

最後に、二点補足しておこう。第一に、中馬稼ぎは、藩から札をもらった者がおこなうとは限らなかつたことである。当地域でもっとも中馬稼ぎが盛んだった御射山神戸村の場合をみると、札はもらっているが馬をもたず借りた馬で中馬稼ぎをしている者や、自分の馬で中馬稼ぎをしているが札はもらっていない者、札も馬ももたず他人から札と馬を借りて稼いでいる者など、実際の中馬稼ぎ人の存在形態は多様であった。すなわち、中馬稼ぎが札の交付によつて藩から公認されたことで、札が貸借可能な権利化Ⅱ株化し、札を交付された者と、実際に中馬稼ぎをする者とが分離し始めたのである。したがつて、藩の掌握している中馬稼ぎ人と、実際のそれとは、必ずしも一致しなかつた。また、札請人(札を交付された者)自体必ずしも上層の者とは限らなかつたが、札なしで中馬稼ぎをする者はより下層の者が多く、札も馬も借りる場合は元手もいらす、ほとんど日雇いや奉公稼ぎと差がなかつたと思われる。札の貸借によつて、中馬稼ぎは、より下層の、より多くの村人が携わる生業となつていったのである。

第二に、中馬稼ぎを梃子に経済的に上昇する者があらわれるが、それが必ずしも中馬稼ぎの拡大・專業化に結果せず、得られた富を所持地の拡大のために投下する例がみられることである。ここからも、中馬稼ぎの盛行が即稼ぎ人の村からの離脱に繋がらない状況をみてとることができるのである。